

入札・契約制度について（お知らせ）

平成 22 年 5 月 1 日

財団法人千葉県下水道公社

当社は、県及び市町村からの受託業務を実施していることから、公正で透明性・競争性の高い入札契約制度が求められています。

平成 22 年 4 月から千葉県において建設工事等委託業務の低入札調査基準価格及び最低制限価格制度の試行、総合評価方式の評価項目の見直し等が行われ施行されています。当会社においても同様に見直し等を行うものです。

1 建設工事等委託業務における最低制限価格制度の試行について

予定価格 1,000 万円未満

(1) 対象業種及び最低制限価格

業種の区分	最低制限価格の算定式 予定価格の 60% から 80% の範囲内で、次の①から④までに掲げる額の合計額とする。ただし、地質調査業務については、3分の2 から 85% の範囲内とする。			
	①	②	③	④
土木関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	技術経費の 50% の額	諸経費の 50% の額
建築関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の 50% の額	諸経費の 50% の額
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の 30% の額	—
地質調査業務	直接調査費の額	間接調査費の額	解析等調査業務費の 70% の額	諸経費の 30% の額
補償関係コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	技術経費の 50% の額	諸経費の 50% の額

(2) 実施時期

平成 22 年 5 月 1 日以降に指名通知等を行う入札に適用する。

2 建設工事等委託業務における低入札価格調査制度の試行について

予定価格 1,000 万円以上

(1) 対象業種及び調査基準価格

最低制限価格の対象業種・算定式と同様。

(2) 実施時期

最低制限価格の実施時期と同様。

3 総合評価方式の評価項目の見直しについて

総合評価方式の企業及び技術者の技術力や企業の地域貢献度をより適正に評価することを目的に評価内容の見直しを行います。

(1) 主な実施内容

ア 企業・技術者の能力及び企業の地域精通度に関する評価の見直し

- ・文書注意の減点対象の期間を「1年間」に短縮

イ 企業の地域貢献度に関する評価の見直し

- ・地域美化活動のボランティア実績の評価を「千葉県内」に限定
- ・雇用促進（障害者・高齢者・女性）の評価を「千葉県民」に限定
- ・「県内業者の活用」を評価項目に追加

ウ 企業の施工能力に関する評価の見直し

- ・工事成績の評価期間を原則「過去2カ年度間」とする。
ただし、過去2カ年度間に実績がない場合には「過去5カ年度間」とする。

(2) 実施時期

平成22年5月1日以降に公告を行う入札に適用する。

※ 個別の案件への適用は入札の公告等に記載しますので、よく読んで入札に参加してください。